# 茨城県報

第267号

令和３年（2021年）12月23日

木　曜　日


## 目　　次


告　　示　　ページ

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定（福祉指導課）……1

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（福祉指導課）……2

◉大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）……2

◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（３件）（中小企業課）……3

◉漁船損害等補償法による届出の審査の結果（漁政課）……6

◉定款変更の認可（３件）（農村計画課）……6

◉道路の供用の開始（３件）（道路維持課）……7

◉道路の占用を制限する区域の変更（道路維持課）……7

（公　安　委　員　会）

◉情報通信の技術を利用することができる公安委員会等の手続……8

◉少年指導委員の委嘱……10

公　　告

◉地籍調査の成果認証（農地整備課）……10

◉落札者等の公示（下水道課）……10

◉開発行為の工事完了（建築指導課）……11

◉道路の廃止（建築指導課）……11

◉入札公告（茨城県近代美術館）……12

正　　誤

◉令和３年12月16日付け茨城県報第265号中……15


## 告　　示

**茨城県告示第1389号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

| 指定医療機関コード | 名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0590082 | 訪問看護ステーションやさと | 石岡市宮ケ崎600番地 | 訪問看護 | 合同会社　ライフイズライフ代表社員　大槻　亙 | 令和３年11月11日 | 指定 |

**茨城県告示第1390号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

| 施術所名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1305<br>なるしま接骨院（成島清崇） | 守谷市美園１－１－１ | 柔道整復 | 成島　清崇 | 令和３年12月６日 | 指定 |

**茨城県告示第1391号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から４月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

東京センチュリー株式会社

代表取締役　野上　誠

⑵　住所

東京都千代田区神田練塀町３番地

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＤＣＭホーマック取手店

取手市戸頭字長町1299番４

⑵　変更しようとする事項

ア　駐輪場の位置

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前９時30分（一部午前９時）

（変更後）午前９時30分（一部午前８時）

ウ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時45分～翌午前０時15分（一部午後９時）

（変更後）午前７時45分～翌午前０時15分（一部午後９時）

⑶　変更の年月日

ア　　令和４年８月17日

イ、ウ　令和３年12月17日

⑷　変更の理由

ア　　店舗配置計画変更のため

イ、ウ　営業計画を変更するため

３　届出年月日

令和３年12月16日

４　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第1392号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から１月間縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷三丁目１番地１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

令和３年11月４日

イ　変更した事項

㈠　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者氏名 |
|---|---|---|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番２号 | 藤田　勝幸 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者氏名 |
|---|---|---|
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番２号 | 伊藤　光博 |

(ｲ)　大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3)　届出年月日

令和３年10月18日

２　市町村の意見

特になし

３　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第1393号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から１月間縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

蔦屋書店ひたちなか店

ひたちなか市新光町30番４

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

令和３年11月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3)　届出年月日

令和３年10月26日

２　市町村の意見

特になし

３　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第1394号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第２項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から１月間縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）タイヨー取手戸頭店

取手市戸頭八丁目１番１

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

令和３年８月30日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者氏名 |
|---|---|---|
| 株式会社タイヨー | 神栖市大野原四丁目７番１号 | 森田　剛 |

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

令和４年４月21日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,391㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ｱ)　駐車場の収容台数　124台

(ｲ)　駐輪場の収容台数　20台

(ｳ)　荷さばき施設の面積　63㎡

(ｴ)　廃棄物等の保管施設の容量　12㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ｱ)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）午前７時

（閉店時刻）翌午前０時

(ｲ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前６時30分～翌午前０時30分

(ｳ)　駐車場の自動車の出入口の数

２箇所

(ｴ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

令和３年８月20日

２　意見書提出者の意見

| 事　　項 | 意見の概要 |
|---|---|
| ア　周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 | ・駐輪場の確保等（自動二輪車等を含む） |
| イ　周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 | ・街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む） |

| 理　　由 |
|---|
| ア　経産省「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では駐輪場について「店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり１台」と参考値が示されています。（仮称）タイヨー取手戸頭店の店舗面積2,391㎡で換算すると68台分になります。しかし公告では「駐輪場の収容台数20台」となっており、あまりにも過少です。<br>近隣の戸頭団地や戸頭地区からは自転車による来客が多いと見込まれます。しかし、駐輪場が過少では、駐輪場外に自転車を止めるケースが頻発し、駐車場内の円滑な交通や歩行を妨げ、人身事故を引き起こす恐れもあります。 |

イ　「新大利根橋北」交差点や周辺の幹線道は既に週末になると、守谷の大型店への買い物客も含め恒常的に渋滞しています。こうした現状を放置したまま、大型店の新規開店となれば、さらなる渋滞を招き、地元の生活環境の悪化は必至です。
　10月20日の地元説明会では、出店予定者は住民に詳細な資料を配付せず、渋滞対策を早口で説明するばかりでした。出店予定者は既存店や警察、自治体に呼び掛けて新たな渋滞対策を話し合い、実行すべきです。また、茨城県など行政も渋滞対策を十分に精査すべきです。

３　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第1395号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

| 発起人の住所及び氏名 | 加　入　区 | 漁船損害等補償法第113条第１項の申出を受ける漁業協同組合 |
|---|---|---|
| 神栖市日川3232－２<br>保立　英雄　外１名 | 神栖 | 常陸川漁業協同組合 |

**茨城県告示第1396号**

牛堀土地改良区から令和３年10月26日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により令和３年12月15日認可した。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

**茨城県告示第1397号**

守谷市大野土地改良区から令和３年４月５日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により令和３年12月15日認可した。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

**茨城県告示第1398号**

関川霞土地改良区から令和３年５月20日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により令和３年12月15日認可した。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

**茨城県告示第1399号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和３年12月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　一般国道　245号

２　供用開始の区間　那珂郡東海村大字白方字篠の上489番１地先から
那珂郡東海村大字豊岡字天神山317番１地先まで

３　供用開始の期日　令和３年12月27日

**茨城県告示第1400号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和３年12月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　水戸那珂湊線

２　供用開始の区間　ひたちなか市磯崎町字入道3609番２地先から
ひたちなか市磯崎町字新道東ノ渚4654番３地先まで

３　供用開始の期日　令和３年12月24日

**茨城県告示第1401号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和３年12月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　日立いわき線

２　供用開始の区間　日立市十王町友部字川上1260番４地先から
日立市十王町友部字道保内1859番４地先まで

３　供用開始の期日　令和４年１月14日

**茨城県告示第1402号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和３年12月23日から２週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　245号

３　占用を制限する区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| | | メートル | メートル | |
| 那珂郡東海村大字白方字篠の上489番１地先から<br>那珂郡東海村大字豊岡字天神山317番１地先まで | 旧 | 最大　22.7<br>最小　12.9 | 1,300 | |
| | 新 | 最大　39.6<br>最小　23.0 | 1,300 | 現道拡幅 |

４　占用の制限の開始の期日　　令和３年12月27日

（公　安　委　員　会）

**茨城県公安委員会告示第100号**

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年茨城県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）の規定により茨城県公安委員会、茨城県警察本部長又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について次のとおり定め、令和４年１月４日から施行する。

なお、令和３年５月27日茨城県公安委員会告示第43号は、令和４年１月３日限り、廃止する。

令和３年12月23日

茨城県公安委員会委員長　　冨　　田　　信　　穂

１　対象手続等

規則第３条の規定により公安委員会等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項は、別表第１のとおりとする。

２　申請等の方法

⑴　公安委員会等は、規則第４条第１項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

⑵　規則第４条第３項ただし書に規定する措置は、次のいずれかのものとする。

ア　別表第２の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置

イ　別表第３の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第３号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムＵＲＬ」という。）を受信し、当該ワンタイムＵＲＬを用いて申請部分に接続する措置

３　氏名又は名称を明らかにする措置

規則第８条第１項ただし書に規定する措置は、次のいずれかのものとする。

⑴　別表第２の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、事前に

入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置

⑵　別表第３の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、規則第４条第１項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

４　書面等に番号又は記号を表示する方法

規則第９条の場合において、規則第４条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第９条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

別表第１

| 法令又は条例等の名称 | 条項 |
|---|---|
| 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号） | 第５条第１項 |
| 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号） | 第６条第１項 |
| 警備業法（昭和47年法律第117号） | 第10条第１項、第16条第２項及び第３項並びに第17条第２項 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号） | 第17条第１項 |
| 道路交通法（昭和35年法律第105号） | 第74条の３第５項並びに第78条第１項、第４項及び第５項 |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） | 第５条第１項及び第８条第１項 |
| 茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号） | 第９条第２項 |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号） | 第４条第１項 |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号） | 第５条第１項 |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号） | 第10条第３項 |

別表第２

| 法令又は条例等の名称 | 条項 |
|---|---|
| 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号） | 第５条第１項 |
| 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号） | 第６条第１項 |

別表第３

| 法令又は条例等の名称 | 条項 |
|---|---|
| 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号） | 第５条第１項 |
| 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号） | 第６条第１項 |
| 警備業法（昭和47年法律第117号） | 第10条第１項、第16条第２項及び第３項並びに第17条第２項 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号） | 第17条第１項 |
| 道路交通法（昭和35年法律第105号） | 第74条の３第５項並びに第78条第１項、第４項及び第５項 |

| 法令又は条例等の名称 | 条項 |
|---|---|
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） | 第５条第１項及び第８条第１項 |
| 茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号） | 第９条第２項 |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号） | 第10条第３項 |

**茨城県公安委員会告示第101号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第１項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第２号）第２条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和３年12月23日

茨城県公安委員会委員長　冨　田　信　穂

| 氏　名 | 連　絡　先 |
|---|---|
| 足　立　恵　司 | 竜ケ崎警察署生活安全課 |
| 大　野　聡　子 | 竜ケ崎警察署生活安全課 |
| 牧　山　龍　雄 | 竜ケ崎警察署生活安全課 |

# 公　告

**◉地籍調査の成果認証**

つくば市、小美玉市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証した。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

| | |
|---|---|
| 調査を行った者の名称 | つくば市、小美玉市 |
| 成果の名称 | 地籍図及び地籍簿 |
| 調査を行った地域及び期間 | つくば市平・大白硲・小白硲・柳橋・新井の各一部【葛城Ｖ地区】<br>令和元年11月６日から<br>令和元年11月28日まで<br>小美玉市高崎の一部【高崎Ｉ地区】<br>令和２年10月７日から<br>令和３年２月８日まで |
| 認証年月日 | 令和３年12月16日 |

**◉落札者等の公示**

次のとおり落札者等について公示する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　工事内容

⑴　工事名

03国補特下第03－09－141－Ｚ－001号　２号焼却炉機械設備改築工事

⑵　工事場所

茨城県神栖市北浜　地内

⑶　工事概要

流動床焼却炉機械設備（60ｔ／日）　Ｎ＝１式

⑷　工期

令和３年12月14日から令和７年３月15日

２　契約を締結する担当部局

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県土木部都市局下水道課　庶務担当

３　落札者を決定した日

令和３年12月７日

４　落札者の名称及び住所

名　称　メタウォーター株式会社

住　所　東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

５　落札金額

落札金額　2,805,000,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札公告日

令和３年10月14日

**◉開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第３項の規定により公告する。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字若字新道塚796番５

２　事業主の住所及び氏名

古河市小堤1493番地11　秋山ハイツ小堤Ｂ－107

神　田　健太郎、神　田　久美子

**◉道路の廃止**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路を次のとおり廃止した。

令和３年12月23日

茨城県知事　大井川　和　彦

| 廃止番号 | 廃止年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| | | | | | メートル | メートル |
| 建指指令第130号 | 令和３年12月15日 | 伊東　勝男 | 笠間市平町91番地１ | 笠間市平町字殿町131番１、同番２、同番３、同番４、同番５の各一部 | 4.00 | 32.00 |

**◉入札公告**

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和３年12月23日

茨城県近代美術館長　尾　﨑　正　明

１　競争入札に付する事項

⑴　購入物品及び数量

茨城県近代美術館で使用する電気約1,879,000キロワット時の供給

⑵　購入物品の仕様

仕様書のとおり

⑶　供給期間

令和４年４月１日から令和５年３月31日まで

⑷　供給場所

茨城県水戸市千波町東久保666－１

茨城県近代美術館

２　担当部局

〒310－0851

茨城県水戸市千波町東久保666－１

茨城県近代美術館　管理課

電話　029－243－5111

ＦＡＸ　029－243－9992

３　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

⑵　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

⑶　茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

⑷　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定による小売電気事業者に登録されている者であること。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑹　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

⑺　１の⑴から⑷までの供給ができる能力を有する者であること。

４　入札説明書及び仕様書の交付期間

⑴　交付期間

令和３年12月23日（木）から令和４年１月20日（木）まで（休館日を除く。）の午前９時30分から午後５時まで

⑵　交付場所

２の担当部局に同じ。

５　入札説明書等に関する質問

⑴　この入札に参加しようとする者は、入札説明書等について質問があり、回答を求める場合には、令和４年２月４日（金）までに、質問書（様式６）を館長に提出しなければならない。

⑵　回答

館長は、令和４年２月11日（金）までに回答するものとする。また、すべての質問に対する回答を茨城県近代美術館において閲覧に供するものとする。

⑶　その他

入札後、仕様書等について、不知又は不明を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。

６　入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、次の⑴から⑶までにより書類を直接持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込書（様式１）

イ　代理店の場合にあっては、代理店証明書（様式２）

ウ　特定規模電気事業者としての届出書の写し

エ　自社発電所以外の発電所から電力を供給する場合にあっては、供給実績調書（様式３－１）又は安定供給保証書（様式３－２）

オ　供給体制届出書（様式４）

⑵　提出先（郵送、持参共通）

２の担当部局に同じ。

⑶　提出期限（郵送、持参共通）

令和４年１月20日（木）　午後５時まで

７　入札参加に係る通知

⑴　入札参加に係る手続を行った者に対し、資格の有無を書面（様式５）により令和４年１月26日（水）までに通知する。

なお、入札参加資格がないとされた者については、その理由（以下「非有資格者の理由」という。）を併せて通知する。

⑵　非有資格者の理由の説明等

ア　非有資格者の理由の通知を受けた者は、その通知を受け取った日の翌日から７日以内に、書面により茨城県近代美術館長（以下「館長」という。）に対し説明を求めることができる。

イ　館長は、アの説明を求めた者に対し、説明を求められた書面を受け取った日の翌日から７日以内に、書面により回答する。

８　入札書の提出方法及び提出期限

入札書の提出方法は、入札参加者が入札書（様式７）を直接持参又は郵送による方法とする。

⑴　直接持参する場合

期限：令和４年２月17日（木）　午前11時まで

場所：茨城県水戸市千波町東久保666－１

茨城県近代美術館　会議室

⑵　郵送による場合

ア　郵送方法

郵送による入札は、書留郵便によるものとする。

なお、封筒は任意の二重封筒とし、中封筒は入札書を入れて封をし、「入札書在中」と朱書するとともに、開札日、件名及び入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。また、表封筒には、入札書を同封した中封筒、算出根拠となる単価表、計算書、競争入札参加資格確認通知書の写し及び連絡担当者の名刺を入れ、表に入札参加者の住所及び商号又は名称並びに開札日を表記するとともに、「入札書在中」と朱書で表記するものとする。

イ　提出期限

令和４年２月16日（水）午後５時（必着）

ウ　郵送先

２の担当部局に同じ。

９　開札の日時及び場所

令和４年２月17日（木）午前11時

茨城県水戸市千波町東久保666－１

茨城県近代美術館　会議室

10　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第２項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

⑶　契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第２項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

⑷　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

⑺　入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、２の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

⑻　再度入札等

再度入札は１回とし、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

⑼　この入札に係る調達の令和４年度予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

⑽　詳細は入札説明書による。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in The Museum of Modern Art, Ibaraki about 1,879,000kWh

⑵　Time-limit for tender:

Mail delivery: 5:00 p.m. February 16,2022

Hand delivery: 11:00 a.m. February 17,2022

⑶　Contact point for the notice:

Administration division TEL 029-243-5111

The Museum of Modern Art, Ibaraki 666-1, Senba-cho, Mito-shi, Ibaraki 310-0851

## 正　　誤

令和３年12月16日付け茨城県報第265号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| 6 | 下から２ | この規則は、令和４年１月１日から施行する。 | この規則は、令和４年１月４日から施行する。 |
| 6 | 下から３ | 付　則 | 附　則 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）

発　行　　茨　城　県

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号　029（301）１１１１（代）